

新制度の利用者負担（保育料）の設定について

1. 保育料の費用負担の概要

国の制度設計では、保育園運営費から国の徴収基準額（保育料）を差し引いた額を国・県・市で負担することになっています。（負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4）

現状はどの市町村でも国の徴収基準額より軽減した保育料を設定しており、南魚沼市では平成25年度の金額ベースで約27%の軽減をしています。

保育園運営費				
国基準徴収額（保育料）		国	県	市
		1/2	1/4	1/4
利用者負担 （保育料）	市の追加負担	国	県	市
		1/2	1/4	1/4

2. 新制度の利用者負担（保育料）の概要

子ども・子育て支援新制度においても教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市が設定することとされています。

保育料の所得による階層区分については、従来の所得税額から、新しく市民税所得割額を基に設定されます。

多子軽減については、新制度においても継続されます。

教育認定の多子軽減：小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に数えて2人目は半額、3人目以降は無料。

保育認定の多子軽減：①複数同時入園の場合、2人目は半額、3人目以降は無料（幼稚園、認定こども園、小学校修学前の障がい児通園施設に通う兄弟姉妹も数えます。）
②複数同時入園の軽減を受けない児童で、18歳未満の兄弟姉妹を数え、第3子目以降となる場合は20%軽減。（※南魚沼市独自）

3. 新たに設定する保育料（案）

新たに設定するにあたっての基本的な考え方は、

- ①国の階層別保育料基準額をもとに設定します。
- ②現在の保育料と比較して利用者それぞれの負担が激変しないよう配慮し、現行の保育料表をもとに階層別の保育料は変更しない設定とします。
- ③現行保育料表の課題の解消については、次年度以降に段階的に見直しを行うこととしたい。

(1) 教育標準時間認定（1号認定）の保育料

現在の幼稚園の保育料は、各園で設定していますが、新制度に移行する幼稚園や認定こども園の1号認定子どもの保育料は、国の定める基準額を上限として、新たに市が設定します。

また、現在はその幼稚園の児童全員が同じ保育料を毎月支払い、年度末に世帯の所得に応じた就園奨励費補助金を受けていましたが、この補助金はなくなり、所得に応じた階層別の保育料となります。

幼稚園の保育料から就園奨励費補助金を差し引いた実質的な利用者負担金額と国の階層別保育料基準額もとに、新たに保育料を設定します。

浦佐認定こども園の短時間保育の児童もこれに移行しますが、現在、対象者はいません。

(2) 保育標準時間認定（2・3号認定）の保育料

現行の保育園保育料表をもとに、国の階層別保育料基準額に従い、従来の所得税額による階層区分から市民税所得割額による階層区分に変更します。

新制度の保育料の試算した結果、保育料が変動する方も出てきます。

保育料が変動する理由としては、次の事があげられます。

- ①旧年少扶養、特定扶養上乗せ分の控除の再算定を、新制度では行わない。
- ②現行では前年の市民税（試算ではH24所得）、新制度では現在の市民税（試算ではH25所得）を用いて算定する。（2・3階層に影響が出る）
- ③所得税から市民税所得割額に基準が変更になった。（4階層以上に影響が出る）

(3) 保育短時間認定（2・3号認定）の保育料

国の示した基準額では、保育標準時間認定保育料に対して▲1.7%を基本に設定されていますが、これに則り設定します。

現在の浦佐認定こども園の保育に欠けない児童で希望する児童は、中時間保育（8:30～16:30）を利用していますが、保育料は長時間保育と同額に設定しています。

これらの児童は、新制度の保育短時間認定と同じ保育時間となっていますが、新制度では8:30～13:30が保育時間の1号認定に移行します。13:30以降は一時預かり事業（幼稚園型）の利用となります。